

国土交通省国立研究開発法人審議会の会議の公開に関する規則

平成二十七年六月十八日

国土交通省国立研究開発法人審議会決定

国土交通省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十七号）第九条及び国土交通省国立研究開発法人審議会運営規則第五条第二項の規定に基づき、国土交通省国立研究開発法人審議会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 国土交通省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開の手続きその他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、国土交通省国立研究開発法人審議会運営規則（以下「運営規則」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の傍聴）

第二条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、事務局の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（議事録）

第三条 会長は、審議会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

（議事要旨）

第四条 事務局は、審議会の会議終了後、当該会議に係る議事の要旨を作成し、速やかに公表するものとする。

（会議資料の扱い）

第五条 審議会に配付された資料は、原則として公表することとする。ただし、資料を公表することによって審議会の審議の円滑な遂行、当該国立研究開発法人の円滑な運営等に支障が生じるおそれがあるものについては、会長が審議会に諮って、非公表その他の必要な措置をとることができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員退職手当支給に係る業績勘案率に関する資料については、会長は個人情報の保護の観点から必要な措置をとることができる。

(部会への準用)

第六条 第二条から第五条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会の会議を非公開とする案件)

第七条 運営規則第七条第三項の規定により、審議会において部会の会議を非公開とすることが適当であると認める案件は、国立研究開発法人の業務の実績に関する評価に係る案件とする。

2 前項の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係る議事録については、発言者名を記載しないこと等の措置を講じた上で公表するものとする。

附 則

この規則は、平成二十七年六月十八日から施行する。